

●認可保育所および町立幼稚園の保育料が決まりました

☎ 役場子ども課保育係 ☎ 286-3117

保育料表

㊦＝市町村民税所得割課税額、㊧＝ひとり親世帯など
標準＝保育標準時間、短＝保育短時間

●認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育室、認定こども園(保育利用)

階層区分	3歳未満		3歳		4歳以上		
	標準	短	標準	短	標準	短	
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
㊦非課税	㊧	0	0	0	0	0	
	㊧以外	7,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000
㊦ 48,600円未満	㊧	16,500	15,500	13,500	12,500	13,500	12,500
	㊧以外	17,500	16,500	14,500	13,500	14,500	13,500
㊦ 72,800円未満	23,200	21,800	20,200	18,700	19,200	17,200	
㊦ 97,000円未満	29,000	27,000	26,000	24,000	24,000	21,000	
㊦ 133,000円未満	32,000	30,000	28,000	26,000	24,500	21,500	
㊦ 169,000円未満	35,000	33,000	30,000	28,000	25,000	22,000	
㊦ 235,000円未満	38,000	36,000	31,000	29,000	26,500	23,000	
㊦ 301,000円未満	41,000	39,000	32,000	30,000	28,000	24,000	
㊦ 397,000円未満	43,000	41,000	34,000	32,000	30,000	26,000	
㊦ 397,000円以上	45,000	43,000	36,000	34,000	32,000	28,000	

認可保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業)、町立幼稚園、私立幼稚園(新制度に移行する幼稚園)、認定こども園の平成27年度以降の保育料が決定しました。



平成27年度からの主な変更点

□ 世帯の町民税額で保育料を計算します。
□ 4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税額で保育料を決定します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期になるため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

□ 2・3号認定には、保育を必要とする時間(勤務時間や通勤時間などを踏まえた時間)で、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つの区分が設けられます。

※第2子以降は左の表よりも保育料が安くなります。詳しくはお問い合わせください。

※町内の私立幼稚園および町外の一部の幼稚園は、新制度に移行しないため各幼稚園が定めた保育料となります。

※この箇所は市町村民税所得割課税額48,600円未満になります

●新制度に移行する私立幼稚園、認定こども園(教育利用)

●町立幼稚園

階層区分	町立幼稚園				私立幼稚園など	
	H 27	H 28	H 29	H 30		
生活保護世帯	0	0	0	0	0	
㊦非課税	㊧	0	0	0	0	
	㊧以外	3,000	1,800	1,800	2,100	3,000
㊦ 48,600円以下	㊧		3,900	3,900	4,600	※ 6,600
	㊧以外		4,500	4,500	5,300	※ 7,600
㊦ 77,100円以下	7,300		7,300	8,500	12,200	
㊦ 211,200円以下	9,900		9,900	11,600	16,600	
㊦ 211,201円以上	13,000		13,000	15,200	21,800	

飯野地区の飯田配水池の更新工事が3月30日に完了しました。旧施設は昭和48年に鉄筋コンクリートで建設され、経年劣化による老朽化が進んでいました。更新総工費は3億1,050万円。耐久性と耐震性に優れ、維持管理費用が安価なステンレス鋼板製の配水池に生まれ変わりました。

また、水道施設が未普及だった新川地区への水道布設工事も完了しました。総工費は4、211万円、延長1、



新飯田配水池 ステンレス造 300m³

飯野地区水道施設の更新工事が完了
☎ 町水道センター
☎ 286・6880

